

表II-2-1 (17) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
安浦漁港海岸(実成)	水産庁	86	1	呉市安浦町中央8丁目	978	5.0	7.0	護岸,堤防	呉市安浦町中央	住宅地,商業地, 工業地,農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
安浦漁港海岸(三津口)	水産庁	87	1	呉市安浦町三津口1丁目～3丁目	1,116	4.5	6.5	護岸	呉市安浦町三津口	住宅地,商業地, 工業地,農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市安浦町三津口4丁目	182	4.5	6.5					
豊浜海岸(豊島)	水産庁	91	1	呉市豊浜町大字豊島	2,180	4.6	6.6	護岸	呉市豊浜町大字豊島	農用地,その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
豊島漁港海岸(山崎)	水産庁	93	1	呉市豊浜町大字豊島	213	4.5	6.5	護岸	呉市豊浜町大字豊島	住宅地,農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		1,096	4.6	6.6	護岸,植栽, 遊歩道				
豊島漁港海岸(内浦)	水産庁	94	1	呉市豊浜町大字豊島	1,742	4.6	6.6	護岸,胸壁	呉市豊浜町大字豊島	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
豊島漁港海岸(立花)	水産庁	95	1	呉市豊浜町大字大浜	588	5.8	7.8	護岸,消波工	呉市豊浜町大字大浜	住宅地,農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		1,110	4.9	6.9	護岸				
豊島漁港海岸(大浜)	水産庁	96	1	呉市豊浜町大字大浜	614	4.8	6.8	護岸	呉市豊浜町大字大浜	住宅地,農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		705	4.6	6.6	護岸,海堤, 養浜,離岸堤				
			3		330	4.6	6.6	護岸,消波工				
			4		1,400	5.6	7.6	護岸				
豊島漁港海岸(斎)	水産庁	99	1	呉市豊浜町大字斎島	542	4.6	6.6	護岸	呉市豊浜町大字斎島	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
御手洗港海岸(二角)	港湾局	102	1	呉市豊町久比	1,136	4.1	6.1	護岸,堤防	呉市豊町久比	住宅地,農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
御手洗港海岸(久比)	港湾局	105	1	呉市豊町久比	1,550	4.5	6.5	護岸	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (18) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T.P.m)	(C.D.L.m)					
御手洗港海岸 (小柳)	港湾局	106	1	呉市豊町久比	734	5.1	7.1	護岸, 離岸堤	呉市豊町久比	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
御手洗港海岸 (野坂)	港湾局	107	1	呉市豊町大長	532	4.6	6.6	護岸, 滞堤, 突堤, 養浜	呉市豊町大長	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
御手洗港海岸 (平瀬)	港湾局	108	1	呉市豊町大長	231	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		100	4.1	6.1					
御手洗港海岸 (大島)	港湾局	109	1	呉市豊町大長	60	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		41	4.1	6.1					
			3		28	4.1	6.1					
			4		50	4.0	6.0					
			5		148	4.0	6.0					
御手洗港海岸 (小島)	港湾局	110	1	呉市豊町大長	36	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		161	4.1	6.1					
			3		23	4.1	6.1					
御手洗港海岸 (内浜)	港湾局	111	1	呉市豊町大長	186	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		717	4.1	6.1	護岸, 胸壁				
御手洗港海岸 (北瀬)	港湾局	112	1	呉市豊町大長	1,140	3.9	5.9	護岸	呉市豊町大長	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
御手洗港海岸 (南瀬)	港湾局	113	1	呉市豊町大長	1,310	3.9	5.9	護岸	呉市豊町大長	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
御手洗港海岸 (蛭子)	港湾局	114	1	呉市豊町御手洗	1,000	5.4	7.4	護岸, 胸壁	呉市豊町御手洗	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
豊島漁港海岸 (沖友)	水産庁	117	1	呉市豊町沖友	409	4.8	6.8	護岸, 胸壁	呉市豊町沖友	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (19) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区画		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
安芸津海岸 (大芝)	水国局	1	1	東広島市安芸津町風早大芝東	336	5.2	7.2	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
大芝北漁港海岸 (大芝北)	水産庁	3	1	東広島市安芸津町風早大芝西	160	3.9	5.9	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
		2	東広島市安芸津町風早大芝北	340	3.9	5.9							
大芝北漁港海岸 (小松原)	水産庁	5	1	東広島市安芸津町小松原下篠～上篠	981	4.0	6.0	護岸	東広島市安芸津町小松原	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
		2	東広島市安芸津町小松原新地	350	4.0	6.0							
安芸津海岸 (風早)	水国局	6	1	東広島市安芸津町小松原新地～風早麓	1,251	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町小松原～風早	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
安芸津港海岸 (風早)	港湾局	7	1	東広島市安芸津町風早麓～三津	3,600	5.0	7.0	護岸, 堤防	東広島市安芸津町風早～三津	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	東広島市安芸津町三津	676	4.6	6.6	胸壁					
			3	東広島市安芸津町三津榊山	1,460	5.0	7.0	護岸					
安芸津港海岸 (雲下)	港湾局	8	1	東広島市安芸津町三津榊山	707	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町三津～木谷	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	東広島市安芸津町三津木町～木谷砂原	2,143	4.8	6.8	護岸, 胸壁, 消波工					
			3	東広島市安芸津町木谷砂原	110	4.8	6.8	護岸, 消波工					
安芸津港海岸 (木谷)	港湾局	9	1	東広島市安芸津町木谷新宮	330	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町木谷	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		200	4.8	6.8						
			3		800	5.1	7.1						
			4		786	5.1	7.1						
竹原海岸 (沖辺)	港湾局	14	1	竹原市吉名町宗越	841	4.5	6.5	護岸	竹原市吉名町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	竹原市吉名町平方	600	4.3	6.3						
			3	竹原市吉名町沖辺	150	4.6	6.6						
吉名漁港海岸 (吉名)	水産庁	15	1	竹原市吉名町沖辺	700	4.0	6.0	護岸	竹原市吉名町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造	
					2	163	4.5	6.5					護岸, 胸壁
					3	53	4.6	6.6					護岸
					4	35	4.5	6.5					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、当該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (20) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	配置					施設の種別	受益地域		整備の方向性			
		番号	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m)						(C. D. L. m)	
竹原港海岸 (築地)	港湾局	16	1	竹原市吉名町	164	4.4	6.4	護岸	竹原市吉名町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 	
				2	竹原市吉名町～竹原市下野町	896	4.4						6.4
				3	竹原市下野町築地	120	4.3						6.3
竹原海岸 (築地)	農振局	17	1	竹原市竹原町	306	4.7	6.7	護岸	竹原市竹原町	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 	
竹原港海岸 (明神)	港湾局	18	2	竹原市竹原町明神～堀町4丁目	1,199	4.0	6.0	護岸	竹原市竹原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 	
				3	竹原市竹原町堀町1丁目	535	4.0						6.0
				1,161	4.0	6.0							
竹原港海岸 (的場)	港湾局	19	1	竹原市竹原町港町1丁目～4丁目	2,197	4.0	6.0	護岸	竹原市竹原町港町	住宅地, 工業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 	
				2	竹原市竹原町港町5丁目～高崎町	265	4.0						6.0
竹原港海岸 (高崎)	港湾局	20	1	竹原市高崎町高崎～大乗	1,900	5.0	7.0	護岸	竹原市高崎町	住宅地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 	
竹原港海岸 (福田)	港湾局	21	1	竹原市福田町沖糸	360	4.2	6.2	護岸	竹原市福田町	住宅地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 	
				2	竹原市福田町～忠海長浜2丁目	877	5.1						7.1
				3	竹原市福田町～忠海長浜2丁目	1,275	5.1						7.1
				4	竹原市福田町～忠海長浜2丁目	226	4.0						6.0
				5	竹原市忠海長浜2丁目	344	4.0						6.0
				6	竹原市忠海長浜2丁目	30	4.0						6.0
				7	竹原市忠海長浜3丁目	96	4.1						6.1
				8	竹原市忠海長浜3丁目	37	4.1						6.1
長浜漁港海岸 (長浜)	水産庁	22	1	竹原市忠海町長浜1丁目	87	4.9	6.9	護岸	竹原市忠海町長浜	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 	
					2	92	4.4	6.4					護岸, 胸壁
					3	116	4.9	6.9					護岸
					4	100	4.8	6.8					護岸
竹原海岸 (長浜)	水国局	23	1	竹原市忠海床浦1丁目	330	5.7	7.7	護岸	竹原市忠海床浦	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 	
忠海港海岸 (忠海)	港湾局	24	1	竹原市忠海床浦1丁目	188	4.0	6.0	護岸	竹原市忠海床浦～忠海東町	住宅地, 商業地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 	
				2	竹原市忠海東町1丁目～忠海東町1丁目	1,165	4.0	6.0					護岸, 胸壁
				3	竹原市忠海東町1丁目	76	5.0	7.0					護岸
				4	竹原市忠海東町1丁目	168	5.0	7.0					護岸
				5	竹原市忠海東町1丁目～5丁目	852	4.4	6.4					護岸, 胸壁

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
竹原海岸 (大久野島)	水国局	25	1	竹原市忠海町大久野島	211	5.2	7.2	護岸	竹原市忠海町大久野島	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		190	4.9	6.9					
東野海岸 (外表)	水国局	26	1	大崎上島町東野梶ヶ浜～味原	2,502	4.5	6.4	護岸, 消波工	大崎上島町東野	住宅地, 工業地, 農用地, その他	—	—
			2	大崎上島町東野味原～外過迫	1,460	4.6	6.5					
木江港海岸 (岩白)	港湾局	27	1	大崎上島町木江	136	4.6	6.5	護岸	大崎上島町木江	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸 (大楡)	港湾局	28	1	大崎上島町木江	130	4.6	6.5	護岸	大崎上島町木江	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸 (木江)	港湾局	29	1	大崎上島町木江宇浜	885	4.1	6.0	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 商業地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町木江	1基	4.5	6.4	水門				
			3	大崎上島町木江	716	4.5	6.4	護岸				
			4	大崎上島町木江天満	938	4.1	6.0					
木江港海岸 (野賀)	港湾局	30	1	大崎上島町木江～沖浦野賀	2,159	5.3	7.2	護岸	大崎上島町木江～沖浦	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
沖浦漁港海岸 (沖浦)	水産庁	32	1	大崎上島町沖浦上ノ谷～三里浜	2,154	4.6	6.5	護岸, 胸壁	大崎上島町沖浦	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, 森林, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町明石向浜	150	4.6	6.5	消波工				
			3	大崎上島町明石向浜～本浜	1,264	4.6	6.5	護岸, 消波工				
大崎海岸 (大串)	水国局	34	1	大崎上島町大串	250	4.8	6.7	護岸	大崎上島町大崎大串	住宅地, 工業地, 農用地, 森林, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大崎海岸 (外浜)	農振局	35	1	大崎上島町大串浜谷	720	4.6	6.5	護岸	大崎上島町大崎大串	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
 それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
大西港海岸 (瀬井)	港湾局	39	1	大崎上島町大串～原田	116	4.6	6.5	護岸	大崎上島町大串～原田	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸 (長松)	港湾局	40	1	大崎上島町中野	143	3.7	5.6	護岸	大崎上島町中野	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸 (長江谷)	港湾局	41	1	大崎上島町中野	510	4.1	6.0	護岸, 樋門	大崎上島町中野	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (大西)	港湾局	42	1	大崎上島町中野	2,486	4.1	6.0	護岸, 胸壁, 堤防	大崎上島町中野	住宅地, 商業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2		394	4.1	6.0	護岸				
			3		2基	—	—	樋門				
			4		2基	—	—	水門				
大西港海岸 (塔之越)	港湾局	45	1	大崎上島町中野	900	3.8	5.7	護岸, 胸壁	大崎上島町中野	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (原下)	港湾局	46	1	大崎上島町中野	393	3.6	5.5	護岸, 胸壁	大崎上島町中野	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2		200	3.6	5.5	護岸				
大西港海岸 (東原下)	港湾局	47	1	大崎上島町中野東原下	516	4.1	6.0	護岸	大崎上島町中野	住宅地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (長島東)	港湾局	48	1	大崎上島町中野長島	863	4.1	6.0	護岸	大崎上島町中野長島	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
東野海岸 (脇の浦)	農振局	53	1	大崎上島町東野	505	4.0	5.9	護岸	大崎上島町東野	農用地, その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
蘇崎港海岸 (矢弓)	港湾局	56	1	大崎上島町東野	840	4.8	6.7	護岸	大崎上島町東野	住宅地	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
蘇崎港海岸 (白水)	港湾局	57	1	大崎上島町東野片山	55	4.1	6.0	護岸, 消波工	大崎上島町東野	住宅地, 商業地, その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町東野片山～白水	1,141	4.1	6.0	護岸, 胸壁, 消波工				
蘇崎港海岸 (盛谷)	港湾局	58	1	大崎上島町東野	2,369	4.1	6.0	護岸, 胸壁	大崎上島町東野	住宅地, 工業地, その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蘇崎港海岸 (大琴)	港湾局	59	1	大崎上島町東野咽口～大琴	502	4.6	6.5	護岸, 堤防	大崎上島町東野	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町東野大琴～大豊広	257	4.1	6.0	護岸				
蘇崎港海岸 (蘇崎)	港湾局	60	1	大崎上島町東野大豊広～東野	957	4.3	6.2	護岸	大崎上島町東野	住宅地, 商業地, その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
蘇崎港海岸 (福浦)	港湾局	63	1	大崎上島町東野生野島福浦	40	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野生野島	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
蘇崎港海岸 (牛野)	港湾局	64	1	大崎上島町東野生野島	154	4.0	5.9	護岸	大崎上島町東野生野島	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 - 海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	大崎上島町東野生野島くさの浦	118	4.1	6.0					
蘇崎港海岸 (船島)	港湾局	65	1	大崎上島町東野船島	105	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野船島	農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (24) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T.P.m)	(C.D.L.m)					
三原海岸 (久津)	水国局	1	1	三原市幸崎能地6丁目	696	5.5	7.4	堤防, 護岸	三原市幸崎能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
三原海岸 (大荷)	水国局	2	1	三原市幸崎能地4丁目	700	5.6	7.5	護岸	三原市幸崎能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
能地漁港海岸 (能地)	水産庁	3	1	三原市幸崎能地4丁目	717	4.8	6.7	護岸, 胸壁	三原市幸崎能地～久和喜	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	三原市幸崎能地1丁目～久和喜	1,661	4.8	6.7			住宅地, 農用地, 森林, その他		
			3	三原市幸崎久和喜	420	5.0	6.9	護岸				
三原海岸 (須波)	水国局	4	1	三原市幸崎久和喜～須波ハイツ1丁目	1,115	5.0	6.9	護岸	三原市幸崎久和喜～須波町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	三原市須波ハイツ1丁目～須波西1丁目	1,500	4.6	6.5					
			3	三原市須波1丁目	425	5.1	7.0					
			4	三原市須波1丁目～須波町	820	5.1	7.0					
須波港海岸 (須波)	港湾局	5	1	三原市須波西1丁目～須波西1丁目	600	4.0	5.9	護岸	三原市須波西1丁目	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
須波漁港海岸 (須波)	水産庁	6	1	三原市須波1丁目	238	5.1	7.0	護岸	三原市須波町久登志川	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸 (貝野)	港湾局	7	1	三原市貝野町～和田沖町	968	4.4	6.3	護岸	三原市貝野町～和田沖町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸 (円一)	港湾局	8	1	三原市円一町1丁目～宮沖1丁目	2,130	4.1	6.0	護岸, 胸壁	三原市円一町～宮沖	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸 (三原)	港湾局	9	1	三原市港町3丁目～糸崎南1丁目	4,599	4.2	6.1	護岸	三原市港町～木原	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	三原市糸崎南1丁目～2丁目	1,960	4.8	6.7					
			3	三原市糸崎南2丁目～糸崎7丁目	436	5.1	7.0					
			4	三原市糸崎7丁目～9丁目	1,545	4.8	6.7					
			5	三原市糸崎8丁目	776							
			6	三原市木原1丁目～4丁目	2,330							
尾道糸崎港海岸 (福地)	港湾局	10	1	尾道市正徳町	805	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
吉和漁港海岸 (吉和)	水産庁	11	1	尾道市正徳町	501	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		84	3.7	5.6					
			3		1,103	3.8	5.7	護岸, 胸壁				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (25) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性		
					延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						(T, P, m)	(C, D, L, m)						
尾道系崎港海岸 (尾道)	港湾局	12		1 尾道市古浜町～土堂1丁目	3,062	3.9	5.8	護岸	尾道市古浜町～尾崎本町	住宅地, 商業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の推進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				2 尾道市土堂1丁目～久保1丁目	950	3.8	5.7	護岸, 胸壁					
				3 尾道市久保1丁目～尾崎本町	750	3.7	5.6	護岸					
尾道系崎港海岸 (山波)	港湾局	13		1 尾道市尾崎本町～東尾道	2,203	4.2	6.1	護岸	尾道市尾崎本町～東尾道	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—	
				2 尾道市東尾道	1,246	4.8	6.7						
				3 尾道市東尾道	1,324	4.7	6.6						
尾道系崎港海岸 (向島北)	港湾局	14		1 尾道市向島町道越～右井	960	3.7	5.6	堤防, 護岸	尾道市向島町道越～右井	住宅地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の推進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				2 尾道市向島町有井	679	3.7	5.6	護岸					
				3 尾道市向島町有井	402	3.7	5.6						
				— 1基	—	—	陸間						
				4 尾道市向島町西富浜	100	3.8	5.7	護岸					尾道市向島町有井～小歌島
				5 尾道市向島町西富浜	371	3.7	5.6						
				6 尾道市向島町中富浜	1,150	3.7	5.6						
				7 尾道市向島町中富浜	189	3.8	5.7						
				8 尾道市向島町小歌島	453	3.7	5.6						
				9 尾道市向島町小歌島	373	3.7	5.6						
10 尾道市向島町赤吉	1,000	3.8	5.7	尾道市向島町赤吉									
尾道系崎港海岸 (向東)	港湾局	15		1 尾道市向東町彦ノ上二区	1,363	4.0	5.9	護岸	尾道市向東町彦ノ上	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—	
				2 尾道市向東町肥浜	607	4.0	5.9						
				3 尾道市向東町天女浜～向東町	3,795	4.0	5.9						護岸, 胸壁
尾道系崎港海岸 (高西)	港湾局	16		1 福山市高西町南	1,440	5.1	7.0	堤防	福山市高西町南	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
				2 福山市南今津町	230	5.4	7.3						福山市南今津町
尾道系崎港海岸 (機織)	港湾局	17		1 福山市南松永町1丁目～4丁目	4,080	4.7	6.6	堤防, 護岸	福山市南松永町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道系崎港海岸 (松永)	港湾局	18		1 福山市松永町6丁目	1,040	4.1	6.0	護岸	福山市松永町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道系崎港海岸 (柳津)	港湾局	19		1 福山市柳津町1丁目	1,000	4.2	6.1	堤防	福山市柳津町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
				2 福山市柳津町3丁目～4丁目	840	4.2	6.1						護岸
尾道系崎港海岸 (金江藤江)	港湾局	20		1 福山市柳津町	280	4.3	6.2	堤防	福山市柳津町～藤江町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
				2 福山市金江町金見	146	4.6	6.5						
				3 福山市金江町金見	390	4.6	6.5						
				4 福山市金江町金見～藤江町	375	4.1	6.0	護岸					
				5 福山市藤江町	584	4.6	6.5						
				6 福山市藤江町前之濱	200	4.2	6.1						
				7 福山市藤江町前之濱～郷頭	1,100	4.6	6.5						護岸, 胸壁
尾道系崎港海岸 (浦崎)	港湾局	21		1 尾道市浦崎町	671	4.1	6.0	護岸	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—	
				2 尾道市浦崎町	780	4.1	6.0						
				3 尾道市浦崎町	370	4.1	6.0						
				4 尾道市浦崎町	240	4.1	6.0						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地味の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (26) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
串浜漁港海岸 (串浜)	水産庁	22	1	尾道市浦崎町高尾～浦崎町	1,898	4.6	6.5	護岸	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
尾道海岸 (高松)	水国局	24	1	尾道市浦崎町	20	5.4	7.3	護岸	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		120	5.4	7.3					
尾道海岸 (浦崎高松)	農振局	25	1	尾道市浦崎町	58	4.7	6.6	護岸	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		110	4.7	6.6					
尾道海岸 (浦崎満越)	農振局	26	1	尾道市浦崎町	204	4.5	6.4	護岸	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
海老漁港海岸 (海老)	水産庁	27	1	尾道市浦崎町	160	4.3	6.2	護岸	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	尾道市浦崎町	426	4.1	6.0					
			3	尾道市浦崎町満越	375	4.6	6.5					
尾道海岸 (浦崎新田)	農振局	28	1	尾道市浦崎町海老	516	4.4	6.3	護岸	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		340	4.4	6.3					
			3		尾道市浦崎町新田	715	4.4					
尾道海岸 (浦崎)	水国局	29	1	尾道市浦崎町灘	855	4.7	6.6	護岸	尾道市浦崎町～沼隈町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	尾道市浦崎町～沼隈町常石	1,293	4.7	6.6					
泊漁港海岸 (吉ノ浜)	農振局	31	1	尾道市百島町	108	5.0	6.9	堤防	尾道市百島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	尾道市百島町泊り	62	5.0	6.9	堤防, 護岸				
泊漁港海岸 (泊)	水産庁	32	1	尾道市百島町泊り	500	4.9	6.8	護岸	尾道市百島町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
尾道海岸 (泊)	水国局	33	1	尾道市百島町	256	5.3	7.2	護岸	尾道市百島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1(27) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
尾道海岸(海老巻)	農振局	35	1	尾道市百島町海老巻	436	5.1	7.0	護岸	尾道市百島町	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	尾道市百島町	532	5.1	7.0		尾道市百島町			
福田港海岸(波戸)	港湾局	36	1	尾道市百島町	170	4.1	6.0	護岸	尾道市百島町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		1,150	3.8	5.7					
福田港海岸(福田)	港湾局	37	1	尾道市百島町福田～百島町	1,435	4.1	6.0	堤防, 護岸, 胸壁	尾道市百島町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
向東海岸(占江浜)	農振局	39	1	尾道市向東町占江浜	798	5.7	7.6	堤防, 護岸, 消波工	尾道市向東町	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
向東海岸(小水)	農振局	40	1	尾道市向東町	560	5.5	7.4	護岸	尾道市向東町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
大町漁港海岸(大町)	水産庁	41	1	尾道市向東町大町	320	4.6	6.5	護岸	尾道市向東町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
尾道海岸(大町)	水国局	42	1	尾道市向東町	300	5.8	7.7	護岸	尾道市向東町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
千汐漁港海岸(稲積)	農振局	44	1	尾道市向島町	18	4.0	5.9	堤防, 消波工	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
下汐漁港海岸(下汐)	水産庁	45	1	尾道市向島町下汐	1,380	4.7	6.6	護岸	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
向島海岸(立花)	水国局	46	1	尾道市向島町立花沖条	456	6.3	8.2	護岸	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階での時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (28) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
立花漁港海岸(立花)	水産庁	47	1	尾道市向島町立花沖条～江ノ浦	2,420	6.2	8.1	護岸	尾道市向島町	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸(向島西)	港湾局	49	1	尾道市向島町道越～津部田	1,742	4.0	5.9	護岸	尾道市向島町	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
尾道糸崎港海岸(船越)	農振局	51	1	尾道市向島町岩子島	932	4.3	6.2	堤防	尾道市向島町岩子島	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
向島海岸(閉子石)	農振局	53	1	尾道市向島町岩子島	300	5.7	7.6	堤防	尾道市向島町岩子島	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		88	4.7	6.6		尾道市向島町岩子島			
向島海岸(浜ノ浦)	農振局	54	1	尾道市向島町岩子島	340	4.7	6.6	堤防	尾道市向島町岩子島	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		76	4.7	6.6		尾道市向島町岩子島			
因島海岸(深浦大浜)	水国局	55	1	尾道市因島重井町	409	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町	住宅地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市因島大浜町	670	6.3	8.2		尾道市因島大浜町			
因島海岸(三池)	農振局	57	1	尾道市因島重井町	443	5.0	6.9	堤防	尾道市因島重井町	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
中浜港海岸(大浜)	港湾局	59	1	尾道市因島大浜町倉谷	198	4.3	6.2	護岸	尾道市因島大浜町	住宅地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島大浜町中浜	120	4.3	6.2					
			3	尾道市因島大浜町東町	499	4.3	6.2	堤防、護岸				
中浜港海岸(中庄)	港湾局	60	1	尾道市因島中庄町新開～徳永	1,400	4.2	6.1	堤防、護岸	尾道市因島中庄町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (29) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
中浜港海岸(外浦)	農振局	61	1	尾道市因島中庄町～外浦町	1,363	4.8	6.7	堤防, 護岸, 消波工	尾道市因島中庄町～外浦町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
鏡浦漁港海岸(鏡浦)	水産庁	62	1	尾道市因島鏡浦町	325	4.1	6.0	護岸, 胸壁	尾道市因島鏡浦町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸(三庄)	港湾局	64	1	尾道市因島三庄町室内ノ内	1,280	5.3	7.2	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島二庄町～二庄町室内ノ内	199	5.9	7.8					
土生港海岸(小用)	港湾局	65	1	尾道市因島三庄町小用	190	4.2	6.1	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島三庄町神日～塚ヶ浜	560	4.2	6.1	護岸, 胸壁	尾道市因島二庄町			
			3	尾道市因島三庄町塚ヶ浜～家老渡	904	4.7	6.6					
重井港海岸(細島)	港湾局	66	1	尾道市因島重井町細島	268	3.8	5.7	護岸, 胸壁	尾道市因島重井町細島	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
因島海岸(細島)	農振局	68	1	尾道市因島重井町細島	185	3.8	5.7	堤防	尾道市因島重井町細島	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
土生港海岸(土生)	港湾局	70	1	尾道市因島土生町荒神～田熊町港	2,254	4.1	6.0	護岸, 胸壁, 消波工	尾道市因島土生町～田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島田熊町金山～竹長	895	4.1	6.0	護岸, 胸壁				
因島海岸(竹長)	水国局	71	1	尾道市因島田熊町竹長	890	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸(重井)	水国局	72	1	尾道市因島田熊町竹長	308	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町～重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島田熊町竹長～中庄町	1,400	4.7	6.6					
			3	尾道市因島中庄町	150	4.7	6.6					
			4	尾道市因島中庄町～重井町	2,538	4.7	6.6					
			5	尾道市因島重井町	160	4.7	6.6					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (30) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
重井港海岸 (西浜)	港湾局	74	1	尾道市因島重井町馬神～長崎	1,678	3.7	5.6	護岸, 胸壁	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸 (伊浜西)	港湾局	75	1	尾道市因島重井町新開	320	3.9	5.8	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸 (馬神・宮沖)	農振局	76	1	尾道市因島重井町新開	400	5.0	6.9	堤防	尾道市因島重井町	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸 (伊浜東)	港湾局	77	1	尾道市因島重井町楠木～重井町	2,930	4.2	6.1	護岸, 消波工	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 - バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
瀬戸出港海岸 (中野)	港湾局	78	1	尾道市瀬戸田町沢	800	4.0	5.9	護岸	尾道市瀬戸田町沢～名荷	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町沢	136	3.8	5.7					
			3	尾道市瀬戸田町沢	1基	—	—	排水機場				
			4	尾道市瀬戸田町麓田原～名荷越地	4,462	4.0	5.9	堤防, 護岸, 消波工				
瀬戸田海岸 (名荷)	水国局	79	1	尾道市瀬戸田町名荷越地	1,081	4.6	6.5	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸 (西浦坂田)	水国局	80	1	尾道市瀬戸田町名荷坂田	400	4.7	6.6	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町名荷西来緑	130	4.7	6.6					
			3		80	4.7	6.6					
			4	尾道市瀬戸田町名荷中実緑	60	4.7	6.6					
			5	尾道市瀬戸田町名荷	80	4.7	6.6					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
 それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (31) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
因島海岸 (田嵐)	水国局	81	1	尾道市因島洲江町赤崎	1,177	4.7	6.6	護岸	尾道市因島洲江町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸(原)	港湾局	82	1	尾道市因島洲江町赤崎～原町瀬戸岡	3,759	3.8	5.7	護岸, 胸壁	尾道市因島洲江町～原町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
生口港海岸(波止岡)	港湾局	83	1	尾道市因島原町瀬戸岡	78	4.1	6.0	護岸	尾道市因島原町	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	尾道市因島原町瀬戸	339	4.1	6.0	堤防, 護岸				
生口港海岸(御寺)	港湾局	84	1	尾道市瀬戸田町御寺	122	4.2	6.1	堤防	尾道市瀬戸田町御寺	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		74	4.2	6.1					
生口港海岸(宮原)	港湾局	85	1	尾道市瀬戸田町御寺	124	4.1	6.0	堤防	尾道市瀬戸田町御寺～宮原	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町御寺～宮原	2,318	4.1	6.0	堤防, 護岸, 胸壁				
生口港海岸(泊)	港湾局	86	1	尾道市瀬戸田町萩	622	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町萩	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸(田高根)	港湾局	87	1	尾道市瀬戸田町萩	1,051	4.6	6.5	堤防, 護岸	尾道市瀬戸田町萩	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
 それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (32) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
瀬戸田海岸 (垂水早瀬)	農振局	88	1	尾道市瀬戸田町萩田高根	872	5.0	6.9	堤防, 消波工	尾道市瀬戸田町萩	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市瀬戸田町萩五本松	240	5.0	6.9	堤防				
瀬戸田港海岸 (垂水)	港湾局	89	1	尾道市瀬戸田町垂水	1,730	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町垂水～福田	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市瀬戸田町垂水～福田	2,330	4.4	6.3					
瀬戸田海岸 (福田)	港湾局	90	1	尾道市瀬戸田町福田～沢	2,054	4.2	6.1	護岸, 胸壁	尾道市瀬戸田町福田～沢	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
瀬戸田港海岸 (高根)	港湾局	91	1	尾道市瀬戸田町高根	4,592	4.1	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
瀬戸田海岸 (高根)	農振局	92	1	尾道市瀬戸田町高根	672	5.0	6.9	堤防, 護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
瀬戸田港海岸 (向田)	港湾局	95	1	三原市鷺浦町向田野浦	233	3.8	5.7	護岸	三原市鷺浦町向田野浦	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		2,162	3.8	5.7	堤防, 護岸	三原市鷺浦町向田野浦			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (33) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
鷺浦海岸 (長岩)	農振局	96	1	三原市鷺浦町須波	200	3.8	5.7	堤防・護岸、 消波工	三原市鷺浦町須波	住宅地、農用地、 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
佐木港海岸 (須波)	港湾局	98	1	三原市鷺浦町須波	997	4.3	6.2	堤防・護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地、農用地、 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		241	4.3	6.2	護岸	三原市鷺浦町須波			
佐木港海岸 (大野浦)	農振局	99	1	三原市鷺浦町須波	340	4.4	6.3	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地、農用地、 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
佐木港海岸 (小佐木)	港湾局	100	1	三原市鷺浦町須波佐々木島	534	3.9	5.8	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地、農用地、 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (34) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
福山港海岸 (野の浜)	港湾局	1	1	福山市大門町5丁目	359	5.4	7.4	護岸	福山市大門町	住宅地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善 	—
福山港海岸 (神油)	港湾局	2	1	福山市引野町	290	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市引野町	住宅地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善 	—
			2	福山市引野町～東手城町2丁目	276	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市引野町, 東手城町			
福山港海岸 (手城)	港湾局	3	1	福山市東手城町2丁目	217	4.5	6.5	護岸	福山市東手城町	住宅地, 商業地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市東手城町2丁目～東川口町1丁目	1,749	4.5	6.5	護岸, 胸壁	福山市東手城町～東川口町	住宅地, 商業地, 工業地		
福山港海岸 (一文字)	港湾局	4	1	福山市東川口町1丁目～箕島町	7,248	5.2	7.2	護岸	福山市東川口町～箕島町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市箕島町～箕神町	5,889	5.2	7.2	護岸, 胸壁	福山市箕島町～箕神町			
福山漁港海岸 (水呑)	水産庁	5	1	福山市箕島町	428	4.7	6.7	護岸	福山市箕島町	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市水呑町竹ヶ端	260	4.7	6.7	堤防, 護岸	福山市水呑町			
福山港海岸 (田尻)	港湾局	6	1	福山市田尻町	1,109	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市田尻町	360	5.6	7.6	護岸, 胸壁				
福山漁港海岸 (田尻)	水産庁	7	1	福山市田尻町～田尻町西中	1,564	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (35) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
福山港海岸 (みゆき)	港湾局	8	1	福山市田尻町～鞆町後地御幸町	1,992	5.0	7.0	護岸, 胸壁	福山市田尻町～鞆町	住宅地, 商業地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 - 歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市鞆町鞆原町	417	4.0	6.0					
			3	福山市鞆町鞆石井町	160	4.0	6.0					
福山港海岸 (江の浦)	港湾局	9	1	福山市鞆町鞆道越町～後地	1,077	4.0	6.0	胸壁, 護岸	福山市鞆町鞆～後地	住宅地, 商業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 - 歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
平漁港海岸 (平)	水産庁	10	1	福山市鞆町後地平町	410	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市鞆町後地	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 - 歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
福山海岸 (室浜)	水国局	11	1	福山市鞆町後地室浜	190	7.7	9.7	護岸	福山市鞆町後地	住宅地, 商業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 - 歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		220	7.7	9.7		福山市鞆町後地			
走漁港海岸 (唐船)	水産庁	12	1	福山市走島町唐船	170	4.8	6.8	護岸	福山市走島町	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
福山海岸 (本浦)	水国局	13	1	福山市走島町唐船	85	7.2	9.2	護岸	福山市走島町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		65	7.2	9.2		福山市走島町			
			3	福山市走島町オボン	150	5.8	7.8		福山市走島町			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (36) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
走漁港海岸 (本浦)	水産庁	15	1	福山市走島町走島～浜	295	4.0	6.0	胸壁	福山市走島町	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
阿伏見港海岸 (能登原)	港湾局	16	1	福山市沼隈町大字能登原	661	4.3	6.3	護岸	福山市沼隈町大字能登原	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		887	4.3	6.3					
			3		669	4.3	6.3	護岸、胸壁				
千年港海岸 (桜)	港湾局	17	1	福山市沼隈町大字能登原白浜～桜	1,045	4.5	6.5	護岸	福山市沼隈町大字能登原	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
千年港海岸 (岩船)	港湾局	18	1	福山市沼隈町大字能登原～草深	894	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町大字能登原～草深	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
千年港海岸 (草深)	農振局	19	1	福山市沼隈町大字草深	1,030	5.3	7.3	護岸	福山市沼隈町大字草深	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
 それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (37) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
千年港海岸 (敷名)	港湾局	20	1	福山市沼隈町大字常石	1,036	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町大字常石	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		654	4.1	6.1					
千年港海岸 (常石)	港湾局	21	1	福山市沼隈町大字常石～沼隈町常石	2,147	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市沼隈町大字常石～沼隈町常石	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市沼隈町大字常石	219	4.1	6.1					
内海海岸 (馬場崎)	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		110	6.9	8.9					
箱崎漁港海岸 (箱崎)	水産庁	23	1	福山市内海町箱崎～小箱	870	5.2	7.2	護岸, 胸壁	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
箱崎漁港海岸 (小用地)	水産庁	24	1	福山市内海町小用地	254	5.0	7.0	胸壁, 護岸	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (38) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
内海海岸 (大畑)	水国局	25	1	福山市内海町大畑～小畑	928	7.2	9.2	護岸	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
横田漁港海岸 (南)	水産庁	26	1	福山市内海町明見	405	5.1	7.1	護岸	福山市内海町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市内海町南～内海町睦橋	840	5.1	7.1	護岸, 胸壁				
横田漁港海岸 (家廻)	水産庁	27	1	福山市内海町坊地～向	914	4.5	6.5	護岸, 胸壁	福山市内海町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (39) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
横田漁港海岸 (入双)	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	5.2	7.2	護岸、離岸堤	福山市内海町	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸 (横山)	農振局	31	1	福山市内海町	950	6.1	8.1	護岸	福山市内海町	農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸 (横島)	水国局	32	1	福山市内海町大浜～内海町	1,210	5.3	7.3	護岸、沿堤、養浜	福山市内海町	住宅地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田港海岸 (横島)	港湾局	34	1	福山市内海町志垣～坊地	1,095	4.1	6.1	護岸、胸壁	福山市内海町	住宅地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (40) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
横口港海岸 (町)	港湾局	35	1	福山市内海町陸橋	90	3.7	5.7	護岸	福山市内海町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 	—
箱崎漁港海岸 (阿伏兎)	水産庁	40	1	福山市内海町馬場崎	148	3.8	5.8	護岸	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。